

Title	三宅和朗君提出学位請求論文審査要旨
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	1998
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.67, No.2 (1998. 3) ,p.155(355)- 160(360)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	彙報
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19980300-0155

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

彙報

三宅和朗君提出学位請求論文審査要旨

論文題目 「古代国家の神祇と祭祀」

論文審査の要旨

本論文は三宅和朗君の著書『古代国家の神祇と祭祀』（吉川弘文館、一九九五年九月刊、本文二七三頁、主要史料典拠刊行本一覽・あとがき・索引を加え二八九頁）に収められた七篇の論考から成る。三宅君の著書としては、『記紀神話の成立』（吉川弘文館、一九八四年）につづく第二作である。

本論文は、著者のライフワークとされる古代国家における神祇・祭祀の分析が主題であるが、とくに律令国家の宮廷祭祀、それも平安前期の諸問題に焦点を絞って考察したもので、非常に精緻な考証を展開している。

本論文は、次のような構成になっている。

序論 問題の所在

I 古代国家の神祇・祭祀

一、日本古代の「名山大川」祭祀

二、古代奉幣儀の検討

II 古代祝詞の諸相

一、『延喜式』祝詞の成立

二、古代祝詞の変質とその史的背景

III 古代国家と儀式

一、古代大祓儀の基礎的考察

二、諸国大祓考

三、古代大難儀の史的考察

主要史料典拠刊行本一覽

あとがき

索引

三宅君が本研究に取り組むに当たっての基本的な問題意識は、神祇や祭祀はとかく伝統・文化、あるいは敬神観の問題として取り扱われる傾向があるのに対して、古代の神祇・祭祀が王権の正当化や在地支配の手段とされた一面があるという点に着目し、律令制的神祇・祭祀体制の研究は、古代国家の政治支配と密接に関連させねばならないし、またその平安期への展開過程を明らかにすることは、古代天皇制や国家支配の変遷を究明する有力な手掛かりになりうる、というものである。

このような視点は岡田精司氏「律令的祭祀形態の成立」（『古代王権の祭祀と神話』塙書房、一九七〇年）によってすでに示されているが、三宅君はこの岡田氏の視角を継承し、歴史学の分野からは未だ本格的な研究がほとんどなされていない奈良・平安時代の神祇・祭祀の諸問題を、実証的に考察したものである。

る。

「I 古代国家の神祇・祭祀」は、律令国家の神祇・祭祀の根幹をなす天皇祭祀のあり方に関わる研究である。

「一、日本古代の「名山大川」祭祀」

本章は、律令国家が執行した祭祀の内、臨時祭祀である諸社への祈雨奉幣を取り上げ、祈雨奉幣からみた律令的神祇・祭祀体制の構造とその変遷について考察したものである。六国史等に見える祈雨の対象としての「名山大川」は中国の用語が使われているが、その実態は唐の祠令のように特定の「名山大川」が定められていたわけではなく、伊勢神宮・畿内諸社・天下諸社の三種の神社のみに限定されていた祈願であったこと。伊勢神宮を頂点とした伊勢神宮―畿内諸社―天下諸社の構図が、律令制の祭祀構造と一致することを解明している。

一方一〇世紀の中・後期には祈雨奉幣に変化が見られ、天下諸社への奉幣が姿を消す。そして伊勢神宮―畿内諸社への奉幣を軸とした、平安中期以降の天皇祭祀を特徴づける二十二社制が形成される。このように祈雨奉幣のあり方を検討すると、古代国家の畿内重視の姿勢を窺い知ることが出来るといふ点を指摘する。

「二、古代奉幣儀の検討」

本章は、律令制下における伊勢神宮や諸社に対する奉幣儀（宮中における奉幣使発遣儀）の史的意義を、それが実施された場に着眼して検討したものである。そしてそれが伊勢神宮と

他の諸社の場合で相違することを解明し、古代国家の祭祀構造の核心に迫っている。

第I部の一・二の二章においては、律令国家が畿内政権から出発したことが平安時代に入るまで国家祭祀を規定するものとなっていたことを論じている。この点には著者の国家論を背景にした深い洞察があることを指摘しておきたい。

「II 古代祝詞の諸相」は、『延喜式』祝詞を中心に宮廷祭祀において神に奏上する祝詞を手掛かりとして、律令制祭祀の解明を試みている。

「一、『延喜式』祝詞の成立」

本章は、『延喜式』巻八収載の祝詞の用語・内容・宣読者等の分析から、律令制祭祀の変化のあとを見ようとするものである。『延喜式』祝詞には、その成立時期の違いから、三つのグループに分けることが可能である。第一は、律令制以前からすでに成立していたもの、第二は、九篇の伊勢神宮関係祝詞で、大宝令制定以前の律令制形成期に成立したもの、そして第三は、平安初期に成立したものと推定される。

第一と第二のグループの祝詞については高天原神話との対応が明瞭で、伊勢神宮を頂点とする祭祀形態との対応が認められるのに対し、第三段階の平安期に入って成立するものには、伊勢神宮中心の祝詞構成が変質し、伊勢神宮の国家的祭祀上の地位も前代に比べれば相対的に低下していったことを解明する。そして三宅君の旧著『記紀神話の成立』（吉川弘文館、一九八

四年)の論旨とも関連づけて、伊勢神宮中心の祝詞構成が変質したことは、記紀神話的イデオロギーの後退が始まったことと表れであると論じている。

第一章の結論を受けて、「二、古代祝詞の変質とその史的背景」は、祝詞の変化は古代国家の神祇・祭祀体制の転換の反映であるとの見地に立って、『延喜式』以外の『国史』およびその他の古典籍のうちから、一〇世紀末までの祝詞史料九一例を拾いだし、そこに認められる形式や表現の変化を克明に分析したものである。そして九世紀前半から中頃を画期として、伊勢神宮を頂点とした律令制的神祇・祭祀体系の祝詞群(甲類)から、新たな神階社制祭祀の祝詞(乙類)へと移行したことを明らかにしている。

なおこれを第一章において指摘された、『延喜式』祝詞の三段階成立説と照応させると、第二と甲類、第三と乙類とがそれぞれ対応し、両者は矛盾するところがない、とする。

「Ⅲ 古代国家と儀式」は、宮廷祭祀の周辺に位置する穢れを祓う儀式としての、宮廷大祓・諸国大祓・大難を取り上げ、古代国家の祭祀機構における意義を考察した三篇の論考から成る。

「一、古代大祓儀の基礎的考察」

律令制下では六月・十二月晦日朱雀門前に天皇——百官人を会集せしめて、宮城全体を祓禊する朱雀門前大祓が行なわれていたが、平安期には臨時の大祓儀として、建礼門前・八省院東

廊・三所大祓などが出現する。本章はこれら諸大祓儀について史的分析を行なったものである。

この内前者の朱雀門前大祓は、律令制形成期の七世紀後半には成立していたこと。この大祓儀は一〇世紀後半には参議と弁以下の行事に転化する一方、これとは別に諸司単位の大祓も生まれ、朱雀門前大祓の国家儀礼としての意義が低下していったことを明らかにする。

天皇・内裏のケガレ浄化を目的とした建礼門前等三所における臨時の大祓儀は、九世紀中頃には成立していたこと。両者の機能・目的の相違、前者の意義の低下に対応するように内裏防衛機能を持つ後者の発展が認められること、等を指摘する。

以上を明らかにした上で、天皇・内裏のケガレ浄化を目的とした建礼門前大祓などの臨時の大祓儀が行なわれるようになったのは、当該期にケガレに染まっていなかった幼帝が出現したことと因果関係がありはせぬかと推測する。

「二、諸国大祓考」

律令国家が執行した大祓は朱雀門前の大祓儀と「国」毎に行なわれた諸国大祓に大別されるが、この後者についての考察である。従来ほとんど研究されることのなかったこの問題を、基礎的な史料二三例の収集、分析を通して次のような事実を確認した意義は大きい。

第一に、諸国大祓は天武五年(六七六年)が嚆矢とみられること。第二に、諸国大祓においては、祓えの対象範囲が畿内諸国、伊勢神宮への道筋である近江・伊賀・伊勢、そして天下諸

国の三種から成ったことを説明する。つまり、畿内諸国と伊勢神宮が所在する伊勢国および伊勢神宮への道筋の国々の大祓が重視されていたことに注目し、この点も、伊勢神宮を頂点とし、畿内諸社を幣帛などの面で優遇した律令制的神祇・祭祀体制の特質と一致する旨指摘する。

「三、古代大饗儀の史的考察」は、本研究の中でも特に注目される論考である。大饗儀は古代中国から伝来した儀式のなかでも広く民間にも定着し、追饗として生活に溶け込んだものもあり、したがって先行研究も少なくない。本論文では、従来も試みられてきた日中の古代儀式の比較のみならず、朝鮮諸国の多くの事例を集めて日朝間で受容の仕方に相違があることを明らかにして、その意義を説明している。

すなわち、中国の大饗の構成は、(A) 陰陽の調和が喪失すると、(B) 鬼が活動して人々に害をなす。そこで大饗を実施して、(a) 犠牲を磔して陰陽のバランスを回復せしめ、(b) 方相氏が鬼を駆逐する、というものである。この内日本は(B) (b) の部分、つまりケガレ追放に都合のよい部分のみを選択的に受容し、日本的大饗儀が成立した、とする。そして朝鮮諸王朝の場合と対比して日本が中国の儀式を受容するに当って独自性を發揮したのは、朝鮮諸王朝が中国の冊封体制内の服属国であったのに対し、日本は隋・唐に対して不臣の客であったことによるものであろうとの見解を述べる。

次に、本研究の神祇・祭祀研究史上における位置づけ、評価

すべき点を述べる。

第一に、本研究は現在の日本古代史研究の最新の成果を吸収した上で、古代国家論・天皇制論の視角から神祇・祭祀を分析しようとする研究姿勢が貫かれている。この点、現在学界の主流をなす神道史や民俗学からの祭祀研究とは、明確に区別される特色である。

たとえば第Ⅰ部の二論文において、古代国家の祭祀体制の根幹である伊勢神宮を頂点として、その下に畿内諸社・天下諸社が位置するという、神々の階層序列の存在を再確認し、それは律令国家が畿内政権から出発したことに由来するとしていること(古代国家における伊勢神宮に対する特別な扱いについては、第Ⅲ部第二章でも言及されている)。第Ⅲ部第一章において、宮廷大祓儀が九世紀以降大きく変容することを指摘し、その理由を、女帝の時代から幼帝の時代へと天皇の性格が変ったことにともなう「穢れ」観の変化に求めていること、等を挙げるこ

とが出来る。このように古代祭祀を科学的な歴史学研究的の俎上に乗せることは、従来の神祇・祭祀の研究においてとかく忘れられがちな視角からの研究として、高く評価出来る。この視点は本研究の他の論文、たとえば第Ⅱ部の二篇における祝詞の分析にしても、天皇祭祀の特質とその変容に焦点を据えているように、一貫している。

第二に、非常に丹念な史料の博搜と緻密な実証的考証に基づいて、論理が展開されている点も、本研究の大きな特色である。

それは、第Ⅰ部第一章の二二五例に上る祈雨祭祀記事の整理、同第二章の奉幣儀の「場」についての事例の列举、第Ⅱ部第二章の『延喜式』以外の祝詞史料の列挙等によく表れている。従来の祭祀研究の枠を超えて、本研究では『貞観儀式』以下の儀式書や故実書、六国史はもちろん、さらに歴大な古典籍の中から関連史料を探索し、史料の配列とそれに対する厳密な考証を通して結論を導き出している。

第三に、それらの考証が第Ⅰ部第一章や第Ⅲ部第三章において示されたように、国際的な広い視野の下に行なわれていることも見落せない。とくに「第Ⅲ部三、古代大饗儀の史的考察」は、古代の日中両国の法制史料に加え、これまで注目されることのない朝鮮諸国の多くの史料を駆使して、古代日本の大饗儀を国際的環境の中で位置づけ、唐の制度に倣いながらも日本在来の穢れを祓う行事の要素の強く加わった独自の「鬼追い」として成立したことを、それが「追饗」として貴族の行事に変質し、方相氏が「鬼」に変容する過程等を説明している。考証の緻密さに加えてスケールの大きい迫力に満ちた力篇であり、古代大饗儀の研究史に大きな足跡を印すものと言つてよい。

本研究について特筆すべき点は以上に止まらない。たとえば、第Ⅰ部第二章の奉幣使発遣の場の考証によつて天皇祭祀の特質を追究する方法、あるいは第Ⅱ部の二篇における祝詞の字句の分析を通して律令国家の天皇祭祀の本質とその変容に迫る方法など、余人の追隨を許さぬ厳密さが認められる。

本研究における以上の如き緻密な考証によつて、文献的な祭

祀研究はその極限にまで極められたと言つても過言ではない。祭祀研究の現状は、満足な実証的な裏付けを伴わない安易な意見の先行するものが少なくない。そのような中であつて三宅君の研究は、今後の祭祀研究の貴重な指標となりうる。

本研究は、「序論」に対象範囲の年代を一〇世紀までと断つているように、律令国家から王朝国家への移行期の国家祭祀を主に考察の対象としている。二つの国家体制の間の国家祭祀の相違が一層明確になった意義も小さくない。「王朝国家」の用語は慎重に避けているが、この点もつと大胆に強調してもよかつたのではないかとも思われる。

本研究を構成する七篇の論文は、個別に学会誌に発表されたものであるが、このように配列してみると見事に一貫性を持ち、問題の解明に向けた著者のひたむきな情熱と執念とが感取される。

しかし本研究には、若干の物足りなさを覚える嫌いなきにもあらずである。それは、「古代国家の神祇と祭祀」という表題に反して、神祇にも祭祀にもその核心には全く踏み込んでいない点である。つまり神祇・祭祀の周辺の考察に終始してしまつている。言うまでもなく、奉幣使は特定の神社の祭祀のために天皇からの幣物を持参する使者であつて、その発遣は祭祀の、前段階の行為である。祝詞は祭祀の重要な構成要素ではあるが、本研究で取り上げ、論ぜられていることは——それ自体は画期的な研究として高く評価すべきものであるが——その外形の分析である。第Ⅲ部の大祓や大饗が神祇・祭祀とは別の宗教

的行為であることは、著者自身も本研究「序論」の中で触れている通りである。

だがこの点は、本研究の欠点と見るべきではないであろう。安易に神祇・祭祀の中核に踏み込むことを避け、手堅く周辺を固めたのは三宅君の慎重な学風の表れと見られ、むしろ次の研究の展開を期待すべきであろう。

以上のように検討してきた結果、三宅君の本論文「古代国家の神祇と祭祀」は、歴史学の立場に立った古代神祇・祭祀研究として、的確な歴史観と実証的な手堅い考証によって築かれた優れた研究成果であり、現在のこの研究分野において卓越した業績であると判断する。よって審査員一同は、同君が博士（文学）の学位を授与されるに相応しい学識を備えているものと判定する。

論文審査担当者

主査	慶應義塾大学文学部教授	文学博士	高瀬弘一郎
副査	慶應義塾大学文学部教授	文学博士	田代 和生
副査	名古屋女子大学文学部教授	文学博士	岡田 精司
学力確認担当者	慶應義塾大学文学部教授		坂井 達朗

執筆者紹介

大森雄太郎	慶應義塾大学文学部助教授
山倉 明弘	天理大学国際文化学部英米学科助教授
佐々木 豊	相愛大学人文学部専任講師
赤木 妙子	日本学術振興会特別研究員
田原 昇	慶應義塾大学院文学研究科史学専攻 後期博士課程
野村 伸一	慶應義塾大学文学部教授